公益社団法人新宮町シルバー人材センター 入会及び退会規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会基準及び手続）

第２条　センターの会員として入会しようとする個人又は団体は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

２　前項の入会申し込みに対しては、定款第５条の資格要件を満たすことを確認したうえで、理事長又は理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

（１）　正会員は、理事長の承認を受けなければならない。

（２）　特別会員及び賛助会員は、理事会の承認を受けなければならない。

３　理事長は、前項第１号について入会の承認を行ったときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

（会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い）

第３条　入会者は、会員の種別毎に、センターの管理する会員名簿に登録する。

２　前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

３　会員名簿に登録された個人に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

（会費）

第４条　会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第７条により総会の議を経て別に定める会員会費規程による。

（退会事由及び手続）

第５条　会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

２　定款第８条に定める退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

３　前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

（再入会）

第６条　前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて入会申込書の提出を求めることとする。

２　前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後３年間は、再入会を認めないこととする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成29年３月２日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年５月10日から施行する。